

仕 様 書

1 業務名 令和8年度 展覧会（3）出品美術資料借用・運搬・展示等作業

2 業務場所

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 長野県東御市祢津 | 作家アトリエ |
| (2) 長野県小諸市丁 221（懐古園内） | 小諸市立小山敬三美術館・記念館 |
| (3) 長野県小諸市八満 | 所蔵者個人宅 |
| (4) 長野県小諸市大字菱平 2805-1 | 市立小諸高原美術館・白鳥映雪館 |
| (5) 長野県佐久市甲 1359-3 | 佐久市役所浅科支所 |
| (6) 長野県佐久市甲 14-1 | 佐久市立五郎兵衛記念館 |
| (7) 長野県佐久市下小田切 124-1 | 佐久市コスモホール |
| (8) 長野県佐久市猿久保 35-5 | 佐久市立近代美術館 |

3 履行期間 着手の日から令和8年10月6日まで

4 業務の目的（内容）

展覧会「【コレクション+】浅間ときどき富士 一ゆかりの品と山辺の風景」及び「【企画展】浅間山をトレースー 島州一展」開催のため、出品予定の美術資料の借用・運搬及び展示を行う。また、展覧会終了後に同美術資料を撤収し運搬・返却する。

5 業務概要

(1) 借用・運搬、搬入作業

ア 美術資料の借用①

借用場所：2業務場所（1）

借用美術資料：水彩画（紙・シート、最大寸法 1,300*900mm）130 点

水彩画・版画（紙・シート、最大寸法 300*300mm）50 点

作業台ほか画材（作業台寸法 h1,000*w1,800*d1,000mm）5 点

損害保険用美術資料評価額：13,800,000 円

作業員数：3人以上（運転手を兼ねてもよい）

美術資料運搬車：1台（アルミバントラック・運転手を含む）

梱包：借用美術資料は薄葉紙、クラフト紙、エアキャップ等で梱包する。シート状の資料は、まとめて板ダンボールで挟む。必要に応じその他の緩衝材、梱包材を使用

イ 美術資料の借用②

借用場所：2業務場所（2）

借用美術資料：油彩画・日本画・素描（額装、最大寸法 1900*1900mm）4 点、スケッチブック 1 点

損害保険用美術資料評価額：69,000,000 円

作業員数：3人以上（運転手を兼ねてもよい）

美術資料運搬車 1台（アルミバントラック・運転手を含む）

梱包：2 点、輸送用箱を板ダンボールで作製（外寸 1920×1960×80mm・1208×1389×105mm）

他は薄葉紙、クラフト紙、エアキャップ等で梱包する。

必要に応じその他の緩衝材、梱包材を使用

（以上2か所を1日で作業）

- ウ 美術資料の借用③
借用場所：2業務場所（3）
借用美術資料：江戸時代の絵図（紙本彩色墨書、最大寸法 600*500mm）8点
損害保険用美術資料評価額：1,000,000円
作業員数：2人以上（運転手を兼ねてもよい）
美術資料運搬車1台（ルートバン・運転手を含む）
梱包：借用美術資料は薄葉紙、クラフト紙、エアキャップ等で梱包する。必要に応じその他の緩衝材、梱包材を使用。保存箱あり
- エ 美術資料の借用④
借用場所：2業務場所（4）
借用美術資料：スケッチ（額装、最大寸法 500*400mm）5点
作業員数：2人以上（運転手を兼ねてもよい）
損害保険用美術資料評価額：250,000円
美術資料運搬車1台（ルートバン・運転手を含む）
梱包：借用美術資料は薄葉紙、クラフト紙、エアキャップ等で梱包する。必要に応じその他の緩衝材、梱包材を使用
- オ 美術資料の借用⑤
借用場所：2業務場所（5）
借用美術資料：油彩画（寸法 500*1,000mm）1点
損害保険用美術資料評価額：200,000円
作業員数：2人以上（運転手を兼ねてもよい）
美術資料運搬車1台（ルートバン・運転手を含む）
梱包：借用美術資料は薄葉紙、クラフト紙、エアキャップ等で梱包する。必要に応じその他の緩衝材、梱包材を使用
- カ 美術資料の借用⑥
借用場所：2業務場所（6）
借用美術資料：江戸時代の絵図（紙本彩色墨書、最大寸法 880*950mm、折り畳み可能）3組
損害保険用美術資料評価額：3,900,000円
作業員数：2人以上（運転手を兼ねてもよい）
美術資料運搬車1台（ルートバン・運転手を含む）
梱包：借用美術資料は薄葉紙、クラフト紙、エアキャップ等で梱包する。資料は板ダンボールで挟む。必要に応じその他の緩衝材、梱包材を使用
- キ 美術資料の借用⑦
借用場所：2業務場所（7）
借用美術資料：油彩画（寸法 500*900mm）1点
損害保険用美術資料評価額：200,000円
作業員数：2人以上（運転手を兼ねてもよい）
美術資料運搬車1台（ルートバン・運転手を含む）
梱包：借用美術資料は薄葉紙、クラフト紙、エアキャップ等で梱包する。必要に応じその他の緩衝材、梱包材を使用
- （以上5か所を1日で借用）
- ク 美術資料の運搬、搬入
搬入場所等：2業務場所（1・2・3・4・5・6・7）から（8）へ運搬し（8）へ搬入
（作業員、美術資料運搬車は、上のア及びキを含む）

ケ 作業日程

上のアからクの業務は6月29日(月)から7月3日(金)まで・7月8日(水)から7月10日(金)までのうち2日間程度、各日9:00から17:00までの間で調整し行う

(2) 展示作業(展覧会会期:7月18日(土)~8月30日(日))

展示場所:2業務場所(8)佐久市猿久保35-5 佐久市立近代美術館

展示美術資料数:約280点

(5業務概要(1)で借用した美術資料207点)

(佐久市立近代美術館収蔵美術資料約73点)

作業員数:延べ8人(4人*2日)

作業日:7月13日(月)から7月16日(木)までの2日間程度で実施

(3) 撤収作業

撤収場所:2業務場所(8)佐久市猿久保35-5 佐久市立近代美術館

撤収美術資料数:展示作業に同じ

作業員数:延べ8人以上(4人*2日)

作業日:8月31日(月)から9月4日(金)までの2日間程度で実施

(4) 搬出・運搬、返却作業

ア 美術資料の搬出、運搬

搬出場所等:2業務場所(8)から搬出し(1・2・3・4・5・6・7)へ運搬

(作業員、美術資料運搬車は、下のイからクに含む)

梱包:5業務概要(1)借用・運搬・搬入作業に同じ

イ 美術資料の返却①

返却場所:2業務場所(1)

返却美術資料:借用美術資料に同じ

作業員数:3人以上(運転手を兼ねてもよい)

美術資料運搬車:1台(アルミバントラック・運転手を含む)

梱包:借用美術資料に同じ

ウ 美術資料の返却②

返却場所:2業務場所(2)

返却美術資料:借用美術資料に同じ

作業員数:3人以上(運転手を兼ねてもよい)

美術資料運搬車1台(アルミバントラック・運転手を含む)

梱包:借用美術資料に同じ

(以上2か所を1日で作業)

エ 美術資料の返却③

返却場所:2業務場所(3)

返却美術資料:借用美術資料に同じ

作業員数:2人以上(運転手を兼ねてもよい)

美術資料運搬車1台(ルートバン・運転手を含む)

梱包:借用美術資料に同じ

オ 美術資料の返却④

返却場所:2業務場所(4)

返却美術資料:借用美術資料に同じ

作業員数:2人以上(運転手を兼ねてもよい)

美術資料運搬車1台(ルートバン・運転手を含む)

梱包:借用美術資料に同じ

- カ 美術資料の返却⑤
返却場所：2業務場所（5）
返却美術資料：借用美術資料に同じ
作業員数：2人以上（運転手を兼ねてもよい）
美術資料運搬車1台（ルートバン・運転手を含む）
梱包：借用美術資料に同じ
- キ 美術資料の返却⑥
返却場所：2業務場所（6）
返却美術資料：借用美術資料に同じ
作業員数：2人以上（運転手を兼ねてもよい）
美術資料運搬車1台（ルートバン・運転手を含む）
梱包：借用美術資料に同じ
- ク 美術資料の返却⑦
返却場所：2業務場所（7）
返却美術資料：借用美術資料に同じ
作業員数：2人以上（運転手を兼ねてもよい）
美術資料運搬車1台（ルートバン・運転手を含む）
梱包：借用美術資料に同じ

（以上5か所を1日で作業）

ケ 作業日程

上のアからクの業務は9月2日（水）から9月11日（金）までの2日間程度、
各日9：00から17：00までの間で調整し行う

(5) 損害保険の付保

借用美術資料に対し、借用、運搬し、展示、返却するまでの期間、損害賠償保険
を付保する（運搬しない展示資料評価額2,100,000円を含む）

損害保険用美術資料評価額：90,450,000円

6 特記事項

- (1) 受注者は、業務管理、安全管理を行うこと
- (2) 借用美術資料の運搬には美術資料運搬車を使用すること（荷台に空調装備）
- (3) 作業員は美術資料の取り扱いができる者とする
- (4) 作業員は美術資料運搬車の運転手を兼ねてもよい
- (5) 受注者は、業務に必要な資材、機材、消耗品等を準備すること。綿製手袋、薄手作業用手袋、マスクは各作業員に常備させること
- (6) 美術資料運搬には、可能な限り自動車専用道路を利用すること
- (7) 受注者は、美術資料運搬時は運搬車に佐久市立近代美術館職員1名が同乗できるようにすること
- (8) 作業中に美術資料及び施設等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、賠償の責めを負うこと
- (9) 作業が終了した時、完了報告書を1部提出すること。完了報告書には作業記録写真を添付すること
- (10) 作業が終了した時及び発注者が必要と認める時は検査を実施するので、対応すること
- (11) この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること